

龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第2号

龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

龍ヶ崎地方衛生組合職員の給与に関する規則（平成5年龍ヶ崎地方衛生組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(地域手当の支給割合)</p> <p>第3条 給与条例第2条において準用する市給与条例第12条の8に規定する地域手当の支給割合は、龍ヶ崎市職員の給与に関する規則（昭和32年龍ヶ崎市規則第67号。以下「市給与規則」という。）第13条第2項の規定にかかわらず、<u>100分の8</u>とする。</p>	<p>(地域手当の支給割合)</p> <p>第3条 給与条例第2条において準用する市給与条例第12条の8に規定する地域手当の支給割合は、龍ヶ崎市職員の給与に関する規則（昭和32年龍ヶ崎市規則第67号。以下「市給与規則」という。）第13条第2項の規定にかかわらず、<u>100分の9</u>とする。</p>

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。